

前号では、新たな法曹養成制度としてのロースクール設置に向けた基本理念とこれまでの議論の経過について概説し、また、大学関係者の構想する具体的なカリキュラム案について紹介した。
本号では引き続き、具体的な教育方法について米国の例を参考にした案と、また、ロースクールの設置に向けた大学と弁護士会との連携について、広島と九州における例をそれぞれ紹介する。大学と弁護士会との連携については、すでに各地でさまざまな取り組みが進められているところであるが、本特集を参考に、全国で大学と弁護士会の相互理解および協力関係を構築していただき、ロースクールの設置・運営における具体的な課題を克服していただければ幸いである。

法科大学院の教育

創造的法律家の養成に向けて

明治学院大学法学部教授
吉野 一
Yoshino, Hajime

- 一 はじめに
- 二 時代の要請する法律家像
- 三 法科大学院の入学者選抜方法
- 四 法科大学院の教育方法
- 五 むすび

一 はじめに

法科大学院の設立に向けて世の中は大きく動いている。法科大

学院の設立が要請されているのは、ほかでもない、時代がそれを要求しているからである。法科大学院を設立するに際しては、時代の要請にこたえうる法曹を育成する法科大学院の設立を目指していかなければならない。法科大学院で、時代の要請にこたえられる法曹教育を行うかが重要である。それゆえ、本稿では、まず時代がどのような法律家を要請しているかを考察し、それに基づいて、時代の要請にこたえる法曹をいかにして養成していくことができるか、法科大学院の教育の基本について検討することにした

い。なお「法律家」としては、ここでは、いわゆる法曹資格を有するものを考えているが、その活動分野としては、司法に限定することなく、立法、行政、民間企業、あるいはNGOなど、広い分野で活躍することを期待している。

二 時代の要請する法律家像

法科大学院設立の動きの背景には、まず、数の問題があることは事実である。諸外国に比べて、法曹の数があまりにも少ない。時代は法律家を多量に養成することを要請している。法科大学院を作り、そこで法曹としての職業教育の大部分を行うことによって、多量の法曹を急速に養成することができる。しかし、ただ数の問題ばかりではない、質の点でも、時代は新しい法曹を要請している。

私は、司法制度改革、そしてこれに関連した法曹養成教育の改革は、国民の永年の潜在的な要望がここへ来て顕在化したものと思う。それが、かくも急激にクローズアップされるに至ったのは、経済界・産業界の危機意識に基づく要請が直接の引き金となったように思える。それは、一つには裁判の結論が早く出ないため裁判が法的紛争の解決の手段として十分には機能していないことである。経済界からは、もし裁判で早く結論が出るのなら訴訟も怖くないが、訴えられて何年も裁判が続くようでは、企業イメージ

が傷つき耐えられないという声が聞こえてくる。訴訟の迅速化の要請は、裁判官ほかの法曹の数の増大を要求する。

もう一つは、日本の法的サービスがグローバル化した経済社会に十分に対応できないのではないかとということである。米国の法的紛争に巻き込まれ、多大な経済的損失を被った企業が少なくない。IBM v. 富士通（汎用機向けのOSを巡る著作権紛争）、IBM v. 日立・三菱電機（産業スパイ事件）、米国三菱自動車セクハラ事件、大和銀行事件、東芝米国パソコン訴訟、昭和電工事件（健康食品損害賠償訴訟）等、多額の損害賠償、和解金や罰金を払ったケースが少なくない。これらは、もし企業が戦略的法務サービスを適切に受けていれば、未然に防げたか、あるいはあそこまでの高額な罰金や和解金支払いに追い込まれずにすんだかもしれないと思わされるものである。こうした経験から、経済界の人たちは、法的サービスの重要性に気づいたのである。とくに米国のタフな法律家に対抗できる、優れた法曹が多量に必要であると実感したのである。彼らのやむにやまれぬ要望が時の政権政党を大きく動かし、司法制度改革の動きを起し、それに伴ってロースクール設立問題が急激に浮上してきた面もあるのではないかと、私は推察する。

さて、法科大学院は、単に法曹を多量に送り出せばよいというものではない。時代の要請にこたえる質の高い法曹を生み出すことが要請される。それでは時代の要請にこたえる質の高い法曹とは何

か。すなわち、急激に変化するグローバル化社会に十二分に対応できる、優れた法曹の資質は何か。これについて考えてみたい。

それは、決して単に外国語能力に秀でていうことではないはずである。なによりも、法律家としての基本的な資質および能力の点において時代の要請に応える、優れたものであることが要求される。では、法律家としての優れた資質・能力とは何か。

法律家の能力と資質は、(1)知的能力、(2)コミュニケーション能力、および(3)人格的資質とから分析されうる。(1)の知的能力としては、問題を分析し、解決方法を見いだす能力であるが、これをさらに分けると、①事実を客観的に把握する能力、②論理的体系的な思考する能力、③正しく価値判断する能力、④新しい解決方法を見いだす創造的能力からなる。(2)のコミュニケーション能力としては、文書および口頭で意見を表現し、他者に伝達し、論争や交渉を行い、説得する能力である。見いだした解決を実際に実現していくためには、このコミュニケーション能力が重要である。(3)の人格的資質としては、豊かな人間性と高い倫理観をもつことが要請される。その中でも、正直・誠実であること、依頼人のために、さらには社会のために献身する資質が最も重要である。これらの能力と資質のなかで、急激に変化するグローバル化社会に対応していくために、格段に必要とされるのが、創造的能力である、と私は思う。

では、いかにしてこのような能力と資質の点で、とりわけ創造

的能力の点において優れた法曹を養成することができるか。以下においては、その方法を論じてみたい。

- (1) 国の人口全体に占める割合は、米国の二〇分の一、英国の一〇分の一、ドイツの八分の一、先進諸国の中で最も少ないフランスと比較しても、その四分の一であることは、よく指摘されるところである。
- (2) 従来の司法制度の下においても社会的正義は実現されてきたし、世の中は裁判を通じて、少しずつ、よくなっていることは確かである。しかし、判決による法創造、立法による法創造が時代の急激な変化に迅速に対応できているかというと、疑問なしとしない。両者のギャップは大きい。

三 法科大学院の入学選抜方法

優れた法曹を要請するためには、将来法律家として優れた活躍をする可能性を秘めた適性のある学生を法科大学院入学時に選抜しなければならない。したがって、優れた法律家として活躍できる潜在的能力を有する学生を見いだすために、法科大学院においては入学試験について特別の工夫をする必要がある。

まず、強調しなければならないことは、知識偏重の選抜試験を排すべきである、ということである。日本の教育の最大の問題点の一つは、学生が、そして受験生が、知識偏重の試験に毒されていることである。東京大学を頂点とする多数の「有名」大学が知識を重視した入学試験を行ってきた。このため、予備校や塾において、有名大学、有名高校、有名中学の入学試験に合格するための知識の効率的供与が試みられてきた。問題を深く深く掘り下

げて考えてみることに、新しい解決方法を時間かけて探すことなどは、この受験勉強の連鎖の中では排斥されてきた。それは、試験には関係がないので、それに時間をとられては合格するためには最低限の知識を修得するのにマイナスになるからである。これによって、エリート若人の創造性が阻害されてきている。知識だけで創造性の欠如したエリートは、燃えない火、輝かない光である。

知識は受験勉強で修得することができる。だから、知識が入学試験で問われる限り、学生は受験勉強に走ることになる。入学の審査においては、受験勉強で修得できないようなものを試すべきである。法科大学院には、知識偏重の日本の教育に風穴をあける役割が期待される。

優れた法律家として活躍できる潜在的な能力を有する学生を見いだすための方法の第一は、知識を問わない、適性を判断する試験を課すことである。この「適性試験」は、法科大学院のカリキュラムに耐え、かつ、有為の法律専門家として社会に貢献するための資質、すなわち、判断力、思考力、分析力、着想力、表現力などを問うものとする³⁾。現時点では、全国統一の適性試験制度の具現案は明確でない。しかし、学生の適性をよく判断することのできる試験問題を作ることは容易な仕事ではないので、すべての法科大学院が協力して、全国統一型の適性試験を実現していくべきである。また、それが学生の客観的評価にも役立つ。しかし、注

意しなければならないのは、その試験では、受験勉強が効果を持たないような問題を出すように工夫しなければならない。そうでないと、適性試験のための受験勉強が始まってしまふ。

司法制度改革審議会の「中間報告」では、法学の既習者については、原則三年の法科大学院の課程を一年短縮し、二年で修了することが可能とされている。この二年制(短縮型)に入学を希望するものについては、適性試験に加えて、基本的な法律学の履修が十分に行われているかどうかを判断するための、法律学科目試験を課すことになる。法律学科試験では、法科大学院の一年次カリキュラムを修了しているレベルの基本的な法的知識と法的思考力を習得しているかどうかを問う。その際、知識の正確さと量よりも、体系的であると同時に柔軟で創造力ある法的思考能力の素地が養われているかについて特別の注意を払うべきである。

三年制、二年制を通じて、学力と人物の評価については、大学時代の実績を重視するのがよい。大学入学試験の成績が、家庭環境などの本人の責任に帰すことのできないファクターに依存している度合いが高いのに対して、大学での実績は、本人の自覚的努力の成果であり、本人の実力を評価するためのよい資料となる。実績としては、大学での学業成績はもとより重要であるが、体育会やクラブ活動や留学の経験などを判断材料とすることができよう。とくに、大学時代のボランティア活動の実績は、学生の奉仕の精神を判断するための有力なデータとなるであろう。

法科大学院とその設立母体校との関係であるが、法科大学院の母体校から入学を志願するものについて、一定の範囲内で、推薦制度など特別の入学検定の枠組みを設けることは、許されると思う。一つには、母体校においては、大学時代を通じて学生の人間性をよく観察することができ、優れた法律家として活躍できる潜在的な能力を有するかどうかより正確に判断することが可能であるし、二つには、母体校出身者は各法科大学院がそれぞれの特色・個性・カラーを持つのに貢献すると思われるからである。しかし、法科大学院の開放性・多様性の要請からして、そのような推薦枠は三割程度を上限とすべきであるし、母体校出身者は、法科大学院の学生定員の半数をあまり超えないことが望ましい。

法科大学院の開放性・多様性の要請からは、年齢、大学での専攻、職業経験などの観点から、多様な学生が入ってくるように配慮すべきである。そうすると、学生同士の刺激、切磋琢磨によって、学生が大きく成長することが期待できる。なお、試験と入学者の発表については、優秀な人材を確保するために、一度に採用するのではなく、最近では企業の採用でも行われているように、時間的に段階を追って採用するローリングシステムなどの導入も検討に値する。

(3) このことは、現行の司法試験制度についても言えるのではない。

(4) 日本全体で知識偏重の(受験)教育を打破していくためには、もう一つの最重要学科である医学部も変わるべきであると思う。医学教育もまた、

それを素材として学生にどう法的に解決すべきであるかを調べさせ、考えさせるという形で教育する方法である。学生は、クラスの前に、教科書の著者や教師によってつくられた仮説的問題事例(おそらく、実際の事例の単純化版)を読んでくる。学生は、事実に関する法的結果に関する彼の結論に到達するために彼が知っている法的原則を適用しなければならない。そして彼らの理由付けをクラスにおいて教師に報告しなければならない。プロブレム・メソッドの目的は、具体的事実に一般的法的ルールを適用する学生の技術を発展させることにある。「プロブレム」としては、教室設例から生の事件まで、学習の進展段階に応じて、いろいろなレベルで考える。この方法によって、学生は、興味をもって、法の実際の意味を学ぶことができるし、問題解決能力を築きあげていくことができる。この方法は他学部から入学する法学を全く学んでいない初学者に対しても適用される。プロブレム・メソッドは、問題を与え、その事件を解決するために適用可能な制定法の条文を探るところから始める。さらに、その問題を解決するために、選ばれた候補条文の具体的意味を考えさせる。その意味をより具体的に理解させるために、判例や学説を探索し、それらを学ばせる。わが国の従来の法学の講義形式の授業において行われるように、法体系、条文、判例、学説を与え、その意味を解説してから、具体的問題例で補充説明するというアプローチではなく、問題から出発して、その解決のために、条文の適用、判例、学説の援用

学部ではなく、大学院で行われるべきである。そして、大学で、いかに創造的活動をしたか、あるいは奉仕的活動をしたかを重要な基準として学生を採用するようにすべきである。法学と医学の入学試験がそのように変わると、大学も、高校も、中学校も、そして小学校も、その教育姿勢が大きく変わってくるのではないであろうか。

(5) この適性試験には、米国のLSATを参考にすることができ、LSATは、Law School Admission Testの省略表現。米国ではロースクール進学希望者のための全国統一のこの適性試験がある。ほとんどのロースクールはこの成績を学生採用の一つの重要な判断材料としている。

四 法科大学院の教育方法

1 基本的法的思考能力の養成

法科大学院において上述の能力と資質を育てるための教育方法は、次の四つの柱から成り立つ。(一)プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用、(二)講義、ソクラテック・メソッドおよびディスカッションを融合利用、(三)実務教育の積極的導入、(四)法曹倫理教育と奉仕活動の奨励。以下、これについて論じる。

(一) プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用
優れた法的思考能力を育成するために、米国のロースクールで一般的に行われているプロブレム・メソッドとケース・メソッドが有効な方法である。この二つの方法の区別は教育の素材の観点からなされる区別である。

プロブレム・メソッドは、具体的問題(プロブレム)を与え、

の試みへと進み、最後に法体系の理解に到達するというアプローチが、法科大学院では必要とされるのである。プロブレム・メソッドは、制定法の解釈適用の方法を教育するためにとくに有効である。

ケース・メソッドは、過去の諸判決例(ケース)を素材として、教育する方法である。それは、伝統的なコモンロー・教育では、過去の諸判決例の分析を通じて、妥当する法(ルール)を抽出する方法である。米国では、コモンローの法原則を個々の判決例から学生に抽出させる訓練を行う。ケース・メソッドにおいては、学生はクラスに出る前に、実際の判決例を読んでくる。学生は諸判決の理由に書かれたところから一般的な法原則を抽出することを試みる。学生は、教室で教師に指名され、彼の発見した法原則を提示し、それがなぜ裁判所の判決とその理由付けから支持されるかを、判決の推論過程を分析した上で、説明することが期待されている。成文法である日本においては、制定法と理論が重要な役割を演じているから、その役割を十分認識させながら、ケース・メソッドを用いる必要がある。米国においても、制定法の意味を具体的に教授するために、制定法の適用例としての判決例(ケース)が用いられる。これは、コモンローにおいて個々のケースから法ルールを抽出する本来のケース・メソッドとは異なるが、なおケース・メソッドと呼ばれている。成文法である日本において、この後者の意味におけるケース・メソッドの利用が

中心となる。判決例を用いて法の具体的内容とそれを確認する方
法とを学生に教授する。

ケース・メソッドの長所は、米国においては、諸判決例を、分
析し、解釈し、そして差別化および類比して整理するコモンロー
の基本的法技術を教える点にあるとされるが、その点は度外視し
ても、ケース・メソッドは、法的ルールを一定の具体的文脈にお
いて教える点で、学生は抽象的レベルより、具体的適用の場面に
おいて興味をもって法を理解できるし、仮説的状況より実際の状
況により強く印象づけられるので、学生の法の理解をより確実に
進めることができる利点がある。ケース・メソッドを、本来の方
法である、個々の特定の事実状況(複数)から一般的な法原則を
抽出・発見する方向で用いることができると、学生の創造的能力
を育成するのに極めて役立つ。これに対し、ケース・メソッドの
短所は、非効率性にある。すなわち、判例は、しばしば、無関係
の事柄、効力のない議論、間違っている表現されたアイディア、混乱
する事実などを含んでいる。また解釈学的論点について適切に対
応した判決がない場合がある。さらに、学生は判決の解決を分析
し理解することを求められているにすぎず、学生自身の新しい問
題解決の提案に結びつくことがない。その意味での思考の独立性
を促進しない。

プロブレム・メソッドの長所は、効率性にある。問題は教育手
段として設計され、無関係な事柄は省略されている場合が多いし、

を用いる。この限りでは、わが国における従来の判例の使い方と
基本的な違いはない。しかし、さらに、一般的ルールを抽出し発
見する訓練のためにもケース・メソッドを用いる。これは本来の
米国のロースクールにおけるケース・メソッドの利用方法である。
わが国はいわゆる制定法であり、条文の解釈適用の技術を教え
ることが中心になり、そのための手段としてケースを用いる場合
が多いことになるが、わが国でも、ケース・メソッドを、その本
来の用途である一般的ルールの抽出のための訓練にも用いること
ができる。それは、法律の欠缺の場合に判例法が形成されつつあ
る分野については可能である。例えば、登記を信頼して取引した
者を、一定の条件下で、民法九四条二項を類推適用して保護した
諸判決例から「外観を信頼した者を保護する法理」を抽出する場
合がそれである。この方法を加味することによって、学生の創造
的能力を促進することができるのである。

(二) 講義、ソクラティック・メソッドおよびディスカッションの
有機的利用

教室での授業の進め方の観点からは、講義、ソクラティック・
メソッドとディスカッションの方法をクラスの規模や教育目的に
応じて有機的に統合して利用すべきである。

日本の伝統的な法学教育は講義によってなされている。これは
かつてドイツなどの大陸法国の伝統的な教育方法を導入した結果
である。講義は短時間に多量の知識を体系的に多数の学生を対象

混乱したあるいは不確かな事実を避ける場合が多い。問題となっ
ている法原則に、明確に明示的に焦点をあわせることができる。

また学生は彼自身の問題解決方法を見つけることができるので、
学生独自の思考を促進する。さらに、いかなる法原則あるいは論
点を詳細に説明するためにも適切な問題を作ることができる点で、
プロブレム・メソッドは柔軟である。短所は、リアリズムの欠如
である。すなわち、プロブレムとして、教師が作成した仮説的事
例が用いられるが、それは生の事件がもつ複雑さ、混沌としたと
ころ、無関係な部分を含まないし、何よりもリアリティに欠ける。

プロブレム・メソッドとケース・メソッドを有機的に組み合わ
せて教育すると教育効果が上がるであろう。米国のロースクール
では、ケース・メソッドとプロブレム・メソッドを組み合わせて
行う。ケース・メソッドで議論した後、プロブレム・メソッドで
詰める。とくに問題事例を変えて学生に考えさせる。事実の態様
が変わると、前の事例では関係のなかった事実が重要な役割を演
じるようになったり、それによって結論や結論を導き出す過程が
変わったりする。これを学生に発見させる。学生は教師が前もっ
て予定していなかった視点を導入したりして、教師を吃驚させる
くらい創造的思考をすることがある。わが国は、制定法である
ので、法科大学院での教育においては、まずプロブレム・メソッ
ドを用いる。そして、プロブレムに適用可能な制定法を探索させ、
制定法の具体的意味をさらに確定するために、ケース・メソッド

として教授するのには効果的な方法である。しかし、講義は普通、
教師から学生に一方通行的に与えられるので、学生に個別的、自
立的、自主的な思考を促すのには適していない。米国のロースク
ールでは、周知のように、ソクラティック・メソッドが用いられる。
ソクラティック・メソッドは、学生が前もって必要教材(判例集
をすべて読んできているという前提の上に成り立つ。教授が学生
に質問し、学生がこれに答え、その答えに対応して教授がさらに
問うという形の問答形式で教育する方法である。これは、すべて
の学生はいっ指名されるか分らないという緊張感のもとで授業
を受けるし、学生は自分自身が指名されていないにもかかわらず、多数の
の答弁を聞き、自分のものとしていくことができるので、多数の
学生に対して法的思考方法を教育する場合に有効な方法である。
わが国の一部ではソクラティック・メソッドは少人数学生を対象
とする方法と理解されているが、米国では、ソクラティック・メ
ソッドはむしろ多人数のクラスのための教育方法である。少人数
の学生からなるゼミナールにおいては、ディスカッション・メソッ
ドが採用される。教授は、学生同士の自由なディスカッションを
導きながら教育をしていくのである。戻って、ソクラティック・
メソッドであるが、制定法(の解釈)を中心とするわが国の法科
大学院の教育ではうまく使うことができないのではないか、とい
う批判も聞こえてくる。確かに、それはケース・メソッドに非常
にうまく適合する教育方法である。しかし、制定法の適用に関し

でも、前述のように行えば、プロブレム・メソッドの遂行に際して、また補助的なケース・メソッドの利用に際して、ソクラティック・メソッドを有効に利用することができると思われる。ソクラティック・メソッドを基本としつつ、最初に法分野や問題領域の概観を与えるために講義をしたり、最後にまとめるために講義をするなど、ソクラティック・メソッドを講義と有機的に結合することが効果的であろう。

二一世紀の法曹教育においては、情報通信技術（IT）を積極的に利用すべきであろう。ITを利用した遠隔教育は米国やオーストラリアの大学との交換授業などにおいて有効に用いることができる。ソクラティック・メソッドは、教授に指名された学生が自動的にテレビ画面に大写しされるような設備を用意すれば、遠隔授業でも効果を発揮する。またテレビ会議システムを用いて、遠隔地間のディスカッションも可能である。異なった（法）文化圏に属する教授や学生と意見を交換することは、新鮮な刺激であり、わが国の学生の創造性を促進するのに大いに役立つに違いない。

2 実務教育を通じての創造性法曹教育の実現

法科大学院においては、積極的に実務教育を導入すべきである。そして、実務教育を通じて、学生の創造性を育成する教育を実現していくべきである。

とである。

わが国の法科大学院で実務研修を実現していく場合に、米国のロースクールで行われている上記の方法をできるだけ導入していくべきであろう。その場合、模擬法律相談や模擬裁判などを通じて、実務を擬似的に体験させる方法の導入は容易である。これらの方法も学生の教育に有効である。しかし、それだけでは不十分で、学生が生の事件を扱い、法律事務所での、あるいは法廷での実務を実際に体験する弁護士実務研修が法科大学院の教育課程の中に導入されることが重要である。

実務教育に関しては、法科大学院ではなく、司法研修所のような機関で行うのが適当であるとする意見も多い。法科大学院では主として理論を、実務は司法研修所という、いわゆる役割分担論も主張されている。しかし、これには賛成できない。弁護士実務の体験は、学生の知的関心と学習意欲を促進し、問題解決能力を育成するのに非常に役立つ。生の事件に触れ、依頼者や被害者や証人に実際に接するのは、正義感覚と使命感の涵養にも非常に適したやり方である。

わが国でも、司法修習生は実務修習を経験すると非常に成長するとのことである。実務研修の前と後では修習生の顔が違うとも言われる。米国のロースクールでは、前述のように、学生は資格を与えられて、リーガルクリニックやエクスターンシップを通じて、監督弁護士の指導の下で、弁護士事務所や検察官事務所や法

米国においては、ロースクールの教育課程内での実務教育が一般化している。ロースクールにおける実務教育の方法としては、リーガルクリニック、エクスターンシップ、インターンシップ、ローヤリングなどがある。リーガルクリニックは、法科大学院内に「法律事務所」を置き、弁護士教員の監督の下で、学生が実際に依頼者の相談を受け、法的アドバイスをし、依頼者のために必要ならば訴訟を提起し、これを遂行する。エクスターンシップは、ロースクールの外の機関（法律事務所、裁判所などの政府機関、あるいはNGOやNPOなどの社会サービス機関）で無報酬の実務訓練を受けることであり、ロースクールの管理の下に行われるので学生は単位を取得する。インターンシップでは、同様に外部機関で研修を受けるが、エクスターンシップとの違いは、学生がロースクールの監督下ではなく、その機関の管理の下に置かれ、したがって、そこでの研修がロースクールの単位とはならない点である。ローヤリングは、弁護士としての事務に携わるにあたっての、面接・ヒアリングの技能、事実調査・認定の技能、立証・弁論の技能やアドバイスの技能といった基礎的技術を修得させるもので、周到に準備されたストーリーに基づくシミュレーションを通じて行われることが多い。模擬法律相談や模擬裁判なども頻繁に行われている。しかし、米国の実務教育において決定的なことは、州の最高裁判所の規則に基づいて、学生は法的資格が付与されてリーガルクリニックや司法・行政機関などでの実務に参加しているこ

廷で法律家としての役割を演じることができ、大きな教育効果をあげている。米国でできることが日本でできないはずはない。時代は、米国の優秀な法曹に対抗しうる法曹を日本も多量に生み出すことを要請している。この時代の要請に応えるためには、米国と同じように、わが国においても、制度を整備して、少なくとも弁護士実務修習は法科大学院で十分に行えるようにすべきである。それでは、法科大学院の学生にはどのような形で弁護士実務修習を認めるべきであろうか。テキサス州の例を参考にしてみると、次のようになる。まず、一定の資格を備えた学生であることが前提条件である。例えば、法科大学院の全課程の三分の二以上を時間的にも単位的にも修めており、かつ法曹としての欠格事由がないことを、所属する法科大学院の長が証明することなどが必要である。その資格を有する学生は、法廷等において、少なくとも三年以上の経験をもつ監督弁護士に付き添われるという条件の下で、民事および刑事事件の公判に出席し、そこで弁論し、あるいはそのための供述調査をとったり、審理前の聴取をすることができるものとする。これら以外の通常の法律事務所の業務に属する事柄については、監督弁護士の指示に基づく限り、監督弁護士に付き添われることなく行うことができるとする。なお、学生の扱う訴訟上の書類は、監督弁護士によって署名されなければならない。また学生には守秘義務が課せられる。

このように法科大学院における弁護士実務修習を効果的に実現

するためには、制度的には、弁護士法を改正するか、法科大学院に関する特別法を制定するか、いずれにせよ法的手当が望まれる。実際的には、一方において法科大学院に実務経験者を多く任用すること、他方において弁護士会の緊密な協力が要請される。米国の一部で行われているように、裁判所が法科大学院に設置される(模擬)法廷に出張してきて実際の裁判を行うとベストである。実習の場所としては、法科大学院内のクリニックのほか、弁護士事務所に出ていたり、企業法務部や行政機関やNGOなどで広義の法律実務を研修すること(エクスターンシップ)も活用すべきである。これらは、予防法務あるいは戦略法務の研修にとくに有効である。いずれにせよ、生の事件を実際に扱うことが重要なのである。

実務教育を法科大学院で本格的に行うべきということは、実務教育が優れた資質をもった法曹を養成するのに本質的意味を持っているからである。単に実務のための知識や技術を修得するためだけであれば、法科大学院修了後、司法研修所あるいはそれに代わる機関で実務研修を受けることで足りるかもしれない。しかし、学生をして生の事件に触れさせて、法を学ぶ動機付けと使命感を高揚すること、法的知識を現実に生かす教授していくこと、そして、法律家としての正義感、倫理観、そして奉仕の精神を涵養すること、これらのために、学生が生の事件とその解決に直面することが重要なのである。

3 正義感と倫理観と奉仕の精神の涵養

弁護士は、その法律実務を通じて、社会的正義の実現を目指している。その活動を通じてよりよい社会が実現されているわけだ。それゆえに、優れた法律家の資質として、正義感と倫理観と奉仕の精神が要請される。学生採用のときに、正義感と倫理観、そして愛と奉仕の精神にあふれた行動力のある学生をとるように努めることが肝要であるが、法科大学院はそれを前提とした上で、さらに法曹という専門家の任務の観点から、正しい正義感と高い倫理性を養う教育に努めなければならない。

まず正義感の涵養であるが、正義感とは正しい価値判断をする法的思考能力である。その涵養にも、先に述べたプロブレム・メソッドとケース・メソッドを有機的に結合した教育方法が有効である。実際の、あるいは仮定的に作られたいろいろなプロブレム(事件)に対して、いかなる法的解決が正しいかを学生に考えさせ、その理由を議論させる。学生は、他の学生や教師との議論の中で評価や批判を通じて、より正しい正義判断をする能力を磨いていくのである。

法科大学院では「法曹倫理」の涵養のために、米国の Professional Responsibility に対応する「法曹倫理」という必修科目を設けられることが予定されている。しかし、米国の「専門家責任」は、主として、違法となる境界線上の倫理的問題を教える。つまり、法律家として最低限度守らなければならない倫理を教える。

しかし、よりよい法律家となるための倫理教育もあるはずである。わが国の法科大学院は、これも目指さねばならない。そのような法曹倫理の教育もまたプロブレム・メソッドとケース・メソッドを融合した方法で行うべきであろう。

正義感と倫理観の涵養には、法哲学、法史学等の基礎法科目も重要な役割を演じることになる。各実定法科目の教育課程の中でも、倫理が問題となる事例も取り上げて、高い倫理観の育成に努力するとよい。教育方法としては、正義感の涵養に関して、すぐ上で述べた方法と同様の方法を用いる。

愛と奉仕精神とその行動力を涵養するためには、学生に対して、法律家の卵としてのボランティア活動を奨励し、よい奉仕活動を行った学生に対しては、賞を付与するなどしていくとよいであろう。

(6) 現在までの日本の法学教育の問題点の一つは、実定法に関する知識をまず講義によって体系的に教授する点にある。講義は、整理された知識を一度に多量に伝達するという観点からは有効な方法である。しかし、法的思考能力を育成していくという観点から、限界がある。学生は教示された知識が具体的問題解決のためにどのように用いられるかわからず、興味を持ちがたい。具体的問題から出発して、それを解決するための法的知識を探索していくというアプローチも必要である。

(7) 米国においても制定法については、プロブレム・メソッドを基本的な方法としている。

(8) 例えば、ピッツバーグ大学ロースクールのフレヒトナー教授の契約法の授業では、ケースブックの中の次のようなケースを前もって読んでこさせる。(A)売主の家屋の売り渡し申し込みに対して、買主である被申込者が売主

の書いた契約書に署名して返送したが、その手紙の表紙に「家屋には家具がついてくることを期待する」旨を記述した場合で、売主が家屋の売却を拒否し、買主が売主の契約違反を争った事件で、裁判所が契約は成立していないとして売主勝訴の判決を下したケース (Ardenne v. Horan, 366 A.2d 162 (Supreme Ct. of Rhode Island, 1976))。⑧ 生ハムのメーカーが一定量の生ハム製品をある会社に売ったことを書面で申込をしたのに対し、申込者の文言と正確に一致する購入注文書で返答したが、その購入注文書の中でその注文書を受け取ったことを書面で確認することを売主である申込者に要求した場合で、裁判所は、買主が注文書の書面による受け取りの確認を要求したが、それは売主の元の申込にはなかったがゆえに、契約の成立を認めなかったケース (Boal v. Brunswick-Balke-Collender Co., 110 N.E. 619 (New York Court of Appeals, 1915)) など。学生は、これらのケースから「コモンローの「鏡像原則」」それによれば、契約が成立するためには返答は申込に正確に一致しなければならないことを抽出することが期待される。

(9) 学生が教師の指示に従って実際に判決例からの原則の抽出を試みることに重要である。「あんちよこ」で前もって「鏡像原則」を知ってしまっていると、学生の創造力育成には効果がなくなる。

(10) 昨年十一月に私立大学情報教育協会が主催した「日米マルチメディア教育セミナー」(二〇〇〇年十一月一日—二日)のお世話をし、米国の六大学と意見交換をする機会を持った。そしてマルチメディアを用いたロースクールでの遠隔授業の有効性を確認できた。テレビカメラが教師に指名された学生を直ちに大写しにする装置は、既にMITの最新のマルチメディア・遠隔授業教室に設置されている。ロースクールの遠隔授業教室ではまだであるが、早晚導入されることになる。

(11) 米国では経済的に恵まれない依頼者が、ロースクール内のリーガルクリニックを利用して、通常は一五パーセントぐらいであるが、ロースクールのリーガルクリニックで学生が担当する事件の勝訴率は、それよりはるかに高い(サウザン・メソジスト大学ロースクールでは五〇パーセント、ハーバード大学ロースクールでは六〇パーセントに上るといふ)。学生は、

時間と情熱をかけて調査し、弁護士活動を行うからその成果もよいのだという。

- (12) 例えば、テキサス州においては、テキサス最高裁判所によって発布されたルール「RULES AND REGULATIONS GOVERNING THE PARTICIPATION OF QUALIFIED LAW STUDENTS AND QUALIFIED UNLICENSED LAW SCHOOL GRADUATES IN THE TRIAL OF CASES IN TEXAS」が、ロースクールの上級の学生にはそのような活動をする資格が与えられている。私が調査したのはテキサス州のほかには、ペンシルバニア州およびマサチューセッツ州であるが、そこでも同様に州最高裁判所の制定したルールによって学生は一定の実務活動をする権限が与えられている（ほとんどすべての州においてこのような規定がある）。

- (13) 模擬裁判については国際的なコンペがいくつか行われている。これに参加するのも有効な方法である。私は、ここ数年、本務校である明治学院大学法学部の私のゼミの学生を、毎春ウィーンで開催される国連動産売買条約の模擬仲裁裁判のコンペ (Willam C. Vis International Commercial Arbitration Mood) に参加させている。二〇〇一年は、世界三十四カ国から九四校が参加している。参加する学生は、文字どおり寝食の時間を惜しんで、その準備に励むことになる。世界の法学生と交流し競争することは学生にとってよい体験となるが、その激しい準備のための勉強自体が彼らにとって大いにプラスになっている。

- (14) 司法制度改革審議会の作成した二〇〇一年六月一日付けの「各種の法科大学院構想の比較」表によると、一六大学の構想がこうであった。他方、法政大学、柳田試案、田中成明試案、明治学院大学案、第二東京弁護士会案、川端試案などは法科大学院での実務修習を主張した。現在、日本弁護士連合会法科大学院設立・運営協力センターのカリキュラム検討部会では、理論教育のみならず実務教育を重視し、カリキュラムの一つとして法実務を実際に経験させる科目が検討されている。

- (15) 吉野「明治学院の法科大学院構想」法科大学院で弁護士実務修習を「月刊司法改革」No.12、一八頁以下参照。現在の司法修習生も、法律事務所等での実務修習のために、「公務員」としての守秘義務はあるにしても、法

るようになる。

法科大学院から送り出される創造性に富んだ法律家は、司法の分野にとどまらず、立法、行政、民間企業、さらにはNGO、NPOなどの社会サービス団体において、創造的活動をしてくれるようになると思う。その中でも、とくに立法の分野での、新しい創造的法律家の活躍を、私は期待したい。すべての分野でそうであるが、立法の分野ではことのほか政策が重要であるからである。創造的法律家は政策の立案とその実現によりよき活躍をしてくれるのである。

私は、政治家の多数が弁護士出身者である日がこなければならぬ、と考えている。米国で大統領の多くは弁護士出身であるように、わが国においても内閣総理大臣の多数は弁護士出身者となる日がこなければならぬ。そうして、国民のための本場の政治、そして世界の諸国民のための本場の政治が行われる日がこなければならぬ。このたびの法科大学院の設立の動きが、正しく進行していき、よりよい法科大学院の設立に成功すれば、それは、単なる願望、単なる夢には終わらないであろう。

私は、このたび、法科大学院問題を契機に、日本弁護士連合会や東京三弁護士会の弁護士の先生方と法科大学院構想やそのカリキュラムについて意見を頻りに交換する機会を持つようになった。多くの弁護士の先生方が、多忙な実務の中、司法制度改革、そして法科大学院設立の支援に向けて、とりわけ、よりよき法科大学

律上明確に権限が与えられているわけではない。現行法の下でも、弁護士の仕事のお手伝いとしての一定の行為をすることはできるにしても、本来修習生あるいは学生は法律上明確な権限を与えられて法律実務(の一部)を行える方が望ましい。

- (16) 参照：前掲ルール「RULE II & RULE IV」。
(17) 米国のロースクールの教授は、優れた法律家の条件を問うと、彼らは上述の創造性とともに、倫理性と奉仕の精神を重要な資質として挙げる。
(18) 吉野「前掲論文」、一九頁。
(19) ハワイ大学のロースクールにおいては、学生が奉仕活動を行うことに力を入れており、六〇時間の奉仕活動を義務づけているとのことである。

五 むすび

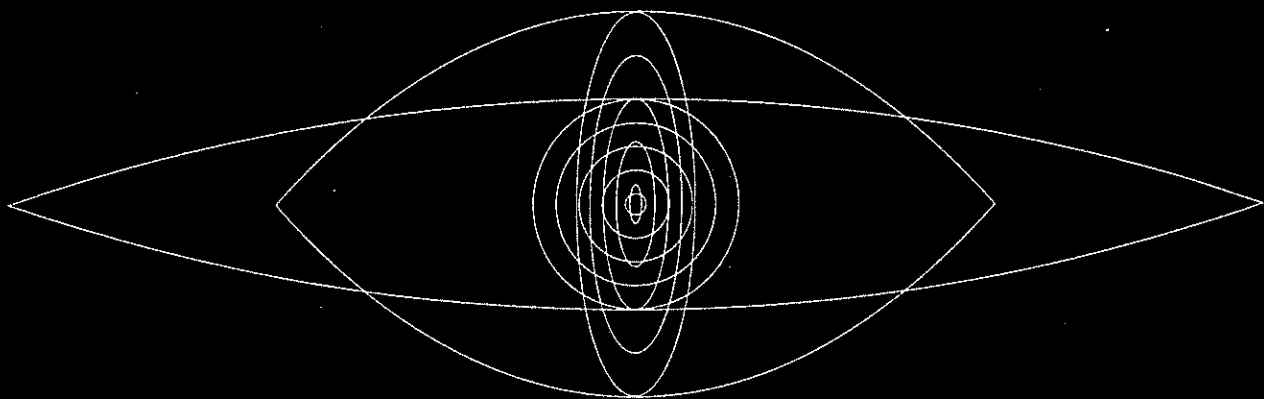
創造性に富んだ弁護士は、従来の解決方法にない新しい解決を依頼者のために見つけ出すことができる。それは依頼者に格段の利益をもたらすであろう。そのような弁護士は、米国の法的競争においても、米国の創造的法律家に負けず、わが国の依頼者のために有利な新しい解決を見いだしていくことができるであろう。創造性に富んだ裁判官は、法の適用において創造的判断をなし得るであろう。彼は、単に法の「欠缺」の場合において判例法を創設する場合ばかりでなく、制定法の適用においても、柔軟な創造的解釈を行い、当事者に公平で、時代と社会の急激な変化に対応した問題解決の新しい基準となりうる判決を定立しうるであろう。このようにして、わが国の司法は、時代と社会の急激な変化に迅速に対応し、未来への発展のために、一層、貢献することができ

院(のカリキュラム)の創造のために、文字どおり手弁当で、身を捧げ、心血を注いで努力されている姿を目の当たりにして、私は深い感動を覚えている。それは、よりよい法科大学院(制度)の創造がよりよい司法制度の創造につながり、よりよい司法制度の創造がよりよい日本社会の創造につながるからであり、それゆえにこそ、そうした先生方はその優れた能力と貴重な時間を捧げて下さっているのだと思う。しかし、考えてみれば、それは、そうした先生方の日常的活動の一環であるにすぎない。そのようなご奉仕の精神で、これまでその法律実務や社会的活動を通じて人々の「自由」と社会の「正義」の実現のために努力されてきたわけだ。そのようなお姿の一端に触れるにつけ、このような先生方が頑張っておられる限り、最近はずいぶんニュースばかりが目につくが、日本もまだまだ捨てたものではない、日本の明るい未来もかいま見ることができ、と思うのである。

- (20) 現在、日本弁護士連合会の法科大学院設立準備センターのカリキュラム検討部会の学者側協力者の一人として協力させていただいている。

謝辞

ピッツバーグ大学ロースクールのハリー・フレヒトナー(Harry Flechtner)教授にはご多忙の中来日いただき、日本弁護士連合会および明治学院大学法学部の研究会においてご講演をいただいた。本稿には、その講演の通訳の作業を通じて教えられたところが多い。教授は講演の内容を本稿において自由に使うことを許された。その学恩に深甚の謝意を表する。



六法全書 平成13年版

編集代表 平井眞雄・青山善充・菅野和夫 ■収録法令 九八四件
 菊判／布ク口ス装／上製箱入（二冊組）計五六八二頁八八〇〇円

五、民刑訴訟法の修改 ◆ 船舶検査法、民事法律扶助法、民事再生規則、外
 国倒産処理手続承認援助法、あつせん利得処罰法、犯罪被害者保護法、
 護法、消費者契約法、金融商品販売法等の重要改正法令四十五件を
 新収録。◆ 商法、民事再生法、少年法等の重要改正のほか、公職
 選挙法、廃棄物処理法、国民年金法、厚生年金保険法、社会福祉
 法（旧社会福祉事業法）、預金保険法、保険業法、証券取引法等多
 数の大改正、重要改正。◆ 収録国内法の大部分に及ぶ中央省庁等
 改革・独立行政法人関連改正を全面改訂。◆ 民事再生法、消費者
 契約法の二件を大文字・参照条文付きで掲載。◆「追録」贈呈

法律学小辞典
第3版
CDROM版
五七〇〇円

●書籍版 法律学小辞典 第3版 四六判・一三三四頁 四三〇〇円

わかりやすい**犯罪被害者保護制度** 一〇〇〇円
(有基閣リフレ)
 椎橋隆幸・高橋則夫・川出敏裕著 31のQ&Aでやさしく解説。

逐条解説 **犯罪被害者保護法**
 コクリストブックス
 一五〇〇円

松尾浩也編著 本法を理解し、利用していく上で欠かせない一冊。

代理取引の保護法理 A5判上製カバー付
六八〇〇円
通説の法的構成を根底から問い直す代理法研究。
佐久間 毅 著

商事信託法の研究
A5判上製カバー付
二五〇〇円
商事信託研究会 商事信託法要綱および三〇〇説明
立法の試み。

富士山を緑の地球のシンボルに 福井 富男

虫屋の嘆き
鈴木亜英

スポーツにかける二世紀の夢 辻口信良

寄稿 電子署名法概説 辛島睦

ドイツ諸州の裁判官制度について 相川裕

特集1 司法改革の諸課題(一)

大きく変わる裁判官制度——弁護士任官が果たす重要な役割

明賀英樹

行政訴訟改革の現状と課題
塚原英治

弁護士と隣接法律専門職種との関係について――中間報告を踏まえて 林光佑

特集2 法曹養成制度(二)

法科大学院の教育——創造的法律家の養成に向けて 吉野 一

広島におけるロースクールへの取り組み 甲斐克則

九州でのロースクールへの取り組み 牟田哲朗

特集3 回顧と展望 弁護士会・弁護士会連合会二〇〇〇年度

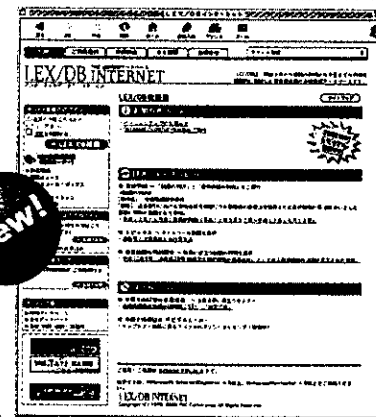
【鑑賞】

要件事実論の基礎にあるもの 森宏司

◎日本弁護士連合会臨時総会報告



●明治8年の大審院判例から現在までの判例と関連情報約290,000件を網羅的に収録。



●法律関連の日経ニュースを無料でクリッピング

[illegible]

その他の新機能・新サービス： ●審決データベース・サービス開始！ ●検索結果一覧を一新！ ●新コラム掲載開始！
●表示画面を使いやすくカスタマイズ！ ●フリーキーワード検索の機能が充実！ ●LEXニュース・レターがさらに
使いやすく！ ●新着判例を毎週更新！ ●日経テレコン21代理店サービス開始！

21世紀型法律情報データベースへ

LEX/DB INTERNET TKC 法律情報データベース 無料トライアル 実施中! Access Now! ▶ www.tkclex.ne.jp/

ご質問、資料請求は……………▶0120-114-094 E-mail▶lexcenter@tkc.co.jp

株式会社 **TKC** 〒162-8585 東京都新宿区狛当町2-1 矜子坂MNビル5F